

産業廃棄物処分業許可証

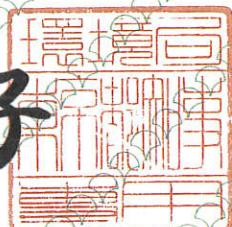
住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

氏名 株式会社伸榮産業
代表取締役 黒岩 篤幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和5年 2月10日

許可の有効年月日 令和10年 2月 9日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分(中間処理)(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類(産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)
ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上7種類)

イ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(以上5種類)

2 事業の用に供する施設(詳細は裏面のとおり)

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時30分から21時30分までとすること。

なお、施設稼働時間は8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成15年 2月 10日 新規許可

令和5年 2月 10日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

産業廃棄物

都認定番号: 5-19-C0052

(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類 ※1、※2	4.60 (t/日)				
	紙くず	6.44 (t/日)				
	木くず	4.86 (t/日)				
	繊維くず	7.06 (t/日)				
	ゴムくず	8.41 (t/日)	11.1 (t/日)	平成18年12月3日		
	金属くず ※1、※2	14.5 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※2、※3	10.6 (t/日)				
圧縮・固化	廃プラスチック類 ※1、※2	—				
	紙くず	—	4.68 (t/日)	平成29年4月30日		
	木くず	—				
	繊維くず	—				
	ゴムくず	—				

※1 廃乾電池、廃水銀電池を除く。

※2 廃蛍光ランプ、廃放電ランプ、廃HIDランプを除く。

※3 廃石膏ボードを除く。

(以下余白)